

## 社会復帰支援

円滑な社会復帰を図るため、修学・就業の支援、帰住先の確保、医療・福祉機関との連携による継続的な支援を行っています。

特に障害や疾病等により、自立が困難な者については、出院後に適切な医療・福祉サービスが受けられるように関係機関と綿密な調整を図ります。



福祉専門官との面接 →

← 支援会議



## 保護者に対する協力の求め

矯正教育等に対する保護者の理解を深め、協力を得るため、「保護者ハンドブック」の配布や保護者会の開催等を行っています。必要に応じて、教育相談や特別面会の実施に努めています。

## 沿革

### ○関東医療少年院

昭和24年 関東医療少年院設立  
昭和26年 医療法に基づく病院として承認  
平成27年 第3種、第4種少年院に指定

### ○神奈川医療少年院

昭和22年 東京少年院設置決定  
昭和24年 収容開始  
昭和26年 東京医療少年院と改称  
昭和53年 旧神奈川少年院跡地に移転  
神奈川医療少年院となる  
平成27年 第1種、第2種少年院に指定

### ○東日本少年矯正医療・教育センター

平成31年 両施設を移転統合し、設立  
令和4年 第5種少年院に指定（法改正による）

## 国際法務総合センターとは

- ・ 矯正研修所
- ・ 国連アジア極東犯罪防止研修所  
(法務総合研究所国際協力部)
- ・ 公安調査庁研修所
- ・ 東日本成人矯正医療センター
- ・ 東日本少年矯正医療・教育センター
- ・ 東京西法務少年支援センター



上記6つの行政機関を移転・集約することにより、各行政機関の充実強化を図り、PFI事業により民間のノウハウを活かした効率的な施設運営を行います。センター全体が官民一体となっており、矯正関係の機関においては、病院として一体、会計機関として一体化しているという特徴があります。



## 施設のしおり

## 東日本少年矯正医療・教育センター

### Medical Juveniles Correction and Education Center in East Japan



〒196-0035

東京都昭島市もくせいの杜2-1-3

電話 042-500-5271(代)

FAX 042-500-5288

東日本少年矯正医療・教育センターは、関東医療少年院と神奈川医療少年院を移転・統合して、平成31年4月1日に設立された少年院です。

少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、犯罪的傾向を矯正し、健全な育成を図ることを目的として矯正教育を実施するとともに、16歳に満たない少年受刑者についても、16歳までの間、矯正教育を行うことができる施設です。

当センターの収容区域は、東日本全域（北海道、東北、関東甲信越及び静岡）であり、対象者は下表のとおりです。

種類	矯正教育課程	性別
第1種	支援教育課程Ⅰ・Ⅱ（N1・N2）	男
第2種	支援教育課程Ⅳ・Ⅴ（N4・N5）	男
第3種	医療措置課程（D）	男女
第4種	受刑在院者課程（J）	男女
第5種	保護観察復帰指導課程（P1・P2）	男女

N1・N4～知的障害又はその疑いがある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの

N2・N5～情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いがある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの

D～身体疾患、身体障害、精神疾患又は精神障害を有する者

P1・P2～保護観察再開に向けた社会適応上の指導を要する者

## 矯正教育の特色

矯正教育は、犯罪的傾向を矯正するとともに、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識、能力を習得させることを目的とするもので、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導の5つの指導に区分されています。

当センターでは、各在院者の病状や発達障害その他特性に応じ、社会生活に必要な基本的な生活習慣や生活技術、対人スキルを体得させるための働き掛け、基礎学力の付与など、個に応じた指導を行っています。



## 生活指導

自立した生活のための基本的な知識や生活態度を身に付けるための指導として、基本的な生活訓練、特定生活指導、治療的指導などが行われます。

特定生活指導は、特定の事情を有する在院者に対し、その改善に向けて実施しているプログラムです。被害者の視点を取り入れた教育、薬物非行防止指導、性非行防止指導、暴力防止指導、家族関係指導、交友関係指導、成年社会参画指導があります。

治療的指導は、資質、情緒等の問題の変容を支援することを目的としており、サイコドラマ、ビジョントレーニング、箱庭療法などが行われます。



特定生活指導（グループワーク）↑



ビジョントレーニング↑

## 職業指導

職業指導は、在院者の勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させることを目的として行っています。

職業生活設計指導科（就労及び職場定着のために必要な知識及び技能の習得を図る指導）、職業生活技能向上指導科（陶芸、木工、手芸、農園芸）、ICT技術科、生活関連サービス科があります。

そのほかに資格取得講座があります。



資格取得講座↘



農園芸↘



木工↘

## 教科指導

中学生を対象にした義務教育指導として、外部講師、学習ボランティア、当センター職員による授業等が行われるほか、センター在院中に高等学校卒業程度認定試験の受験ができます。



## 体育指導

各種スポーツなどを通じて、他者とのコミュニケーションに困難を感じる在院者に対し、協力や協調を学ばせ、ルールも守り、健全な身体の発達を促します。季節に合わせて、サッカー、バレーボール、水泳、持久走等の種目を中心に指導しています。

## 特別活動指導(各種行事)

水泳大会、運動会といった各種スポーツのほか、卒業式(中学生)、成人式などの行事を行います。



プール↑



卒業式(中学生)↘

## 医療プログラム(医療措置課程)

医療措置課程では、在院者一人一人について、主治医、看護師、担任の教官が連携することでチーム処遇を行っています。医療プログラムとして、薬物療法や精神療法等を行います。

